給与支払報告書（総括表）

八女市長　宛
令和　　年　　月　　日　提出

第十七号様式（用紙日本工業規格Ａ５）（第十条関係）

給与の支払年分	年分		
給与支払者の個人番号又は法人番号			
八女市における特別徴収指定番号		指定番号は右から８桁のみ記載してください	
フリガナ		事業種目	
給与支払者の氏名又は名称		受給者総人員	人
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称		【八女市分】特別徴収対象人員	人
		【八女市分】普通徴収対象人員	人
フリガナ		【八女市分】報告人員合計	人
同上の所在地		特別徴収納入書	必要・不要
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		所属税務署名	税務署
連絡者の氏名、所属課、係名、及び電話番号	課　係 氏名 （電話番号　）	給与の支払方法及びその期日	

（キリトリ線）

普通徴収申請書（福岡県内市町村用）

八女市長　宛

指定番号	
事業主名	

この申請書以降の者は、下記理由により特別徴収できないため、普通徴収として申請します。

略号	理由	人数
A	退職者又は退職予定者（５月末まで）	人
B	給与の支払いがない月がある者	人
C	年間の給与の支払金額が１，０３０，０００円以下の者	人
D	他の事業主から特別徴収されている者（乙欄該当者）	人
E	事業専従者（事業主が個人の場合のみ該当）	人
F	給与受給者総数が２人以下 ※全従業員からＡ～Ｅの該当者を除く人数	人
普通徴収申請書　合計人数		人

【提出方法】

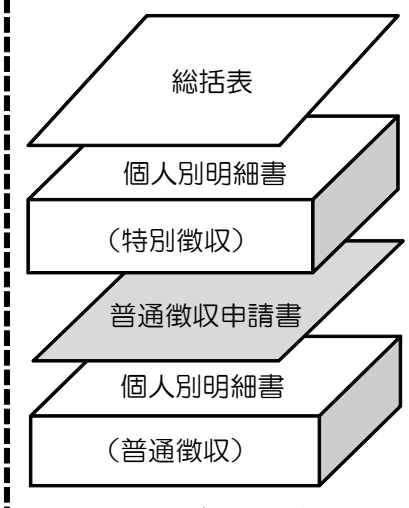

※一束にしてご提出ください。

◆重要
○普通徴収を申請する従業員の方の個人別明細書の摘要欄に、上記略号のＡ～Ｆを記入してください。
○上記要件に該当する従業員の方であっても、特別徴収することができる場合は申請の必要はありません。
○普通徴収申請書の提出がない場合、特別徴収となります。
※記載要領もご確認ください。

（キリトリ線）

【提出先】
〒834－8585
福岡県八女市本町647番地
八女市役所税務課市民税係　宛

給与支払報告書（総括表）記載要領

１．この給与支払報告書は、地方税法第３１７条の６第１項又は第３項に規定する給与について使用してください。
２．給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のあるものは、次により関係市町村に提出してください。
（イ）１月１日現在において給与の支払いを受けている者　１月３１日まで
（ロ）給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなったもの（以下「退職者」という。）　退職した年の翌年の１月３１日まで
３．「給与の支払年分」欄には、退職者分も含めた「報告人員」に給与を支払った年を記載してください。
４．「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第１５項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を１文字空けて記載してください。
５．「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄には、経理責任者の職氏名を記載してください。給与支払者が国の機関である場合には、国の機関名を記載してください。
６．「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。
７．「受給者総人員」欄には、１月１日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。
８．「報告人員合計」欄には、提出先市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する人員を述べ人数で記載してください。
９．「給与の支払方法及びその期日」欄には、月給、週給等及び毎月２０日、毎週月曜日等と記載してください。
10．「特別徴収税額の払込みを希望する金融機関」欄には、給与の支払をする事務所又は事業所の所在する市町村以外の市町村に特別徴収税額を払込む場合において、その払込みを希望する金融機関の所在地及び名称を記載してください。なお、市町村の都合によっては、これと異なる金融機関を指定することがあります。

普通徴収申請書の記載要領

【給与支払報告書を書面で提出する場合】
①普通徴収を申請する従業員の方の個人別明細書の摘要欄に、普通徴収申請書の略号Ａ～Ｆを記載してください。
　なお、略号Ａのうち退職者、Ｄの乙欄該当者については、略号の記載を省略することもできます。
②普通徴収申請書の提出がない場合、特別徴収となります。

【給与支払報告書をｅＬＴＡＸや光ディスクで提出する場合】
③普通徴収を申請する従業員の方の個人別明細書の普通徴収項目にチェック（光ディスクの場合は、普通徴収のコード入力）を行い、摘要欄にも書面による提出と同様に略号Ａ～Ｆを入力してください。なお、略号Ａのうち退職者、Ｄの乙欄該当者については、略号の記載を省略することもできます。
④ｅＬＴＡＸや光ディスクで給与支払報告書を提出する場合、この申請書は不要です。
　ただし、上記③の入力がない場合、書面での提出と同様に特別徴収となります。

【共通事項】
⑤申請要件に該当する従業員の方であっても、特別徴収することができる場合は申請の必要はありません。
⑥Ｆ欄は、他市町村を含む全従業員数からＡ～Ｅに該当する従業員数（他市町村を含む）を除いた人数が２人以下の場合、申請ができます。ただし、人数はこの申請書を提出する市町村に居住する従業員数を記載してください。
⑦一人の従業員の方が複数の項目に該当する場合は、略号の上位の項目一つで申請してください。